

第七回 参議院厚生委員会會議録第二十一号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)午前十時四十五分開会

本日の會議に付した事件

○公聴会開会に関する件
○社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案(内閣提出)

○委員長(塚本重蔵君) これより委員会を開会いたします。最初に公聴会に関する件を議題といたします。速記を止めて、

午前十一時四十六分速記中止
午後零時四十分速記開始

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。

○草葉隆圓君 むしろ公聴会は質疑の前にされる方がいじやないですか。委員の質疑の前に公聴会をするというのがすべての点から言つて、順序としてはいいじゃないですか。

○委員長(塚本重蔵君) これは実は今日お決めに願いますと、それから公聴会を開きますまでの新聞広告……

○草葉隆圓君 それはどうも分つていふことですが、形式ならいいですよ。公聴会を形式に取扱うのなら、併し真剣に公聴会の公述人の意見を聴くというのなら公聴会を先にやる……

○委員長(塚本重蔵君) ところが先にやることとしますと、やはり日取が……

○草葉隆圓君 日取の手続は、もうこれは上程されてからの問題ならこれは

第八部 厚生委員会會議録第二十一号 昭和二十五年三月二十八日【参議院】

別です。事前審議でやらずに本調査になつてからというのなら、やはりそれと脱み合せてやらなければならんと、そうでなかつたら公聴会の公述人に意見をもちよつと聴いてからというのなら、本当ならそれを先にした方がいいと思ひます。予定が決まつたのなら別に固執もありません。

○委員長(塚本重蔵君) それを今申上げていますが、本日御決定を願つても新聞広告をし、それをやつていると、余り早くやれない。最初組んで八日というのがぎりぎり一杯で、こういうことで組んだから、土曜日は申合せに従うということになれば、結局十一日の火曜日、これが一番早いのではないかと思ひます。

○中平常太郎君 多分手続上そうなる、そうでないといかんと思ふのでありますが、公聴会が先にしてやらなければならぬという事もないと思ひます。我々質疑は質疑であり、相当そういう方面で我々はやつています。それから他の部面で公聴会が持たれる。これは我々の参考のために聴くと、こういうことの場合で討論採決に至るまでの順序としては、それはどちらでもいいかも知れぬ。

○草葉隆圓君 別に私は固執するわけではないのですが、大体公聴会というのは形式に流れておる、従来は殊に日本の国会と云うと大きくなるのですが、公聴会をもつと慎重に取扱うつもりなら、本当は早くする方がいい。併しそれは手続の予定等できりぎりぎり一杯でやれんとすると、何も固執はいたしません。

○中平常太郎君 今そう言われましたが、併しこの生活保護法は今日日本の困難な情勢の中におきまして、恵まれない階級を対象とする唯一の保護法になつておるのでありますから、これは先程山下委員の言われた通り、公述人はよく一つ考えられて、十分にそれだけの素養のあるしつかりとした立派な意見を持つておられるような人を選んで貰ひたい。そうして我々はこの問題はその早く決定できるものではないと思ふ。相当これは影響するところが非常に大きいのでありますから、この間からこれを読んで見ましたが、大分いいところもあるようでありますけれども、又質問したいところも大分ありますのでありますから、我々は我々として、慎重に処して行きたい。手続上止むを得なければいたしたくないとして十一日にしたらどうですか。

○草葉隆圓君 いいです。

○委員長(塚本重蔵君) それでは本日決定を願うといたしまして、公聴会は四月の十一日に開くことにいたしました。人選その他につきましては、山下委員、中平委員その他の御意見に従ひまして慎重を期したいと思います。

○委員長(塚本重蔵君) それではこの際お諮りいたしますが、日程の順序を変更いたしました。社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案を議題にしたいと思ひますが、尚

律案を議題にしたいと思ひますが、尚このことにつきまして、先程私がこの日程に上すことを承知しなかつたと申上げましたが、実は私の不在の間に岡元理事、今泉理事と御相談の上で、この日程に上すことを決定せられておりましたから、御了承願つて置きます。日程を変更して、只今の法案を議題にすることに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案を議題にいたします。先ず提案の説明をお願いいたします。

○國務大臣(林義治君) 只今議題となりました社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案につきまして提案の理由を説明いたします。

行政機構の整備簡素化についての政府の方針に従ひまして、厚生省におきましてもその附属機関の整理のため、別途提出いたしました「審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案」と同様の趣旨におきまして、且つ同法と一体をなすものとして、厚生省所管の社会保険関係の各種審議会等を統合するために、この法案を提出する次第であります。

この法案の内容につきましてはその大要を申し上げますと、第一に、従来健康保険、船員保険及び厚生年金保険の運営に関する事項を審議するため、健康保険審議会、船員保険審議会、厚生年金保険審議会が置かれておりましたことを統合して、社会保険審議会を設置し、船員保険、船員健康保険及び国民健康保険の療養を担当する者の指定、指定の取消及び保険診療の指導に関する事項並びに適正な診療報酬額又は診療報酬の標準額を審議するため、それら中央社会保険診療協議会、地方社会保険診療協議会及び社会保険診療報酬算定協議会が置かれておりましたものを統合して、中央社会保険診療協議会及び地方社会保険診療協議会を設置したこと。第三に、従来健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険給付についての不服を審査するための第二次審査機関として、及び保険料その他の徴収金等についての不服を審査するための第一審査機関として、それぞれ健康保険審査会、船員保険審査会及び厚生年金保険審査会が置かれておりましたものを統合して、社会保険審査会を設置し、同時に、保険給付に関する不服を審査する第一審査機関として置かれていた各保険の保険審査官を統合して社会保険審査官としたことであります。

以上の改正によりまして、各機関の構成員として各保険に関して審議又は審査するに當つて総合的な判断をする実益を附加することを期している次第であります。

以上がこの法案の骨子でございます

が、何とぞ御審議の上速かに可決せられんことを希望いたします。尙詳細につきましては政府委員から説明申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) 更に関係官から詳細説明を聴くことにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○政府委員(安田巖君) 御承知のように、従来社会保険の中に健康保険とそれから厚生年金保険、船員保険と三つに分れておりました、それ々々につきまして、只今大臣の説明にありましたように、運営につきまして基本の方針を審議いたします審議会、診療報酬を算定いたしますところの協議会、それから医療の方の指導をいたします医療協議会の三つにつきまして、それ々々三つあつたわけです。これを今度の機会に統合いたしました一つのものにした。こゝうのが今度の案の目的でございますが、尙保険の上に給付の決定でありますとか、給付の額等につきまして異議の申立をするような制度になつておりますが、これには第一線に保険審査官というのがありまして各府県に一人ずつ二級の事務官がおるわけです。これが責任者になつております。同時に一人で以て健康保険、それから船員保険、厚生年金保険の審査官をかかておつたようなことになつております。又その第二審の機関といたしまして、中央に今申しました三つの保険の各審査会を置いてあつた。これを統合いたしました、地方では社会保険の審査会といたしまして、実質的にも形式的にも一本にいたしました。中央におきましても同様に審査会を統合いたしました一つ一つの社会保険の審査会です。

やつて行こう、これは政府の方針の審議会の整理に伴ひまして、こゝういうふうな構想で案を作つて御審議を煩わしたいと思ふ次第であります。

○委員長(塚本重蔵君) この法案の質疑に入りたいと思ひますが、如何でございますでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下義信君 異議があります。成るべく施行期日等の関係から、政府の意のあるところを汲みまして、速やかに審議をいたしたいと思ひますが、これは今日急に御上程になりましたので、尙内容を十分に見ておりません。実は我々も十分に質疑を相当詳細に亘つていたす必要があるのではないかと思ひます。若し簡単にこれが行政組織法の一環としての、簡単な審議会の設置といふことならば、何も厚生委員会ではこれを付議しないでも、やはり依然として内閣委員会に厚生省の設置法と同じように付議すればよいので、これを行政機構と切離して厚生委員会には付託したゆえんのもの、単なる行政組織法の一部の審議会の設置ではなくして、この法律案の実益について当該専門委員会に審議せしめようとするものが、厚生委員会に付託したゆえんであると思ひますので、若干内容等につきましても十分調べて見る必要もありませんので、明白にお譲り願ひたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 承知いたしました。速記止めて下さい。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて。

質疑を後日に延期することに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。

これを以て暫時休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(塚本重蔵君) それでは只今より再会いたします。諸君及び陳情を審議いたします。速記を止めて下さい。

午後二時五十分速記中止

午後四時三十九分速記開始

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。本日はこれを以て散会いたします。

出席者は左の通り。

- 委員長 塚本 重蔵君
- 理事 今泉 政喜君
- 委員 中平常太郎君
- 山下 義信君
- 石原幹市郎君
- 草葉 隆圓君
- 井上なつあ君
- 小杉 イ子君

- 國務大臣 林 護治君
- 厚生大臣 林 護治君
- 政府委員 厚生事務官 安田 巖君
- (保険局長)
- 厚生事務官 久下 勝次君
- (医務局長)

三月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、伊豆七島、伊豆半島一帯を海洋

国立公園に指定の請願(第一三五九号)

一、厚生年金保険に関する請願(第一三六九号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一三七七号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一三七七号)

一、国立療養所患者賠償予算増額に関する請願(第一三三四号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一三七五号)

一、理容師法中一部改正に関する請願(第一三二八号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四〇一号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四〇二号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一四三三号)

一、国立療養所患者賠償予算増額に関する請願(第一四二五号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(第一四三〇号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(第一四三二号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一四四一号)

一、保健婦助産婦看護婦法中一部改正に関する請願(第一四四九号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一四五三号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一四六三号)

一、医薬分業制度確立に関する請願(第一四六四号)

一、未復員者給与法による医療費負担に関する請願(第一四七一号)

一、引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願(第一四七九号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四八三号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四八四号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四八五号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四八六号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一四八七号)

一、看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願(第一五〇六号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一五〇七号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一五〇八号)

一、国立岩手療養所の火災復旧に関する請願(第一五〇九号)

一、同和事業費国庫補助等に関する陳情(第一二六二号)

一、新医術開業許可に関する陳情(第一二六八号)

第一三五九号 昭和二十五年三月八日受理

伊豆七島、伊豆半島一帯を海洋国立公園に指定の請願

請願者 静岡県伊東市長 石川 哲外十九名

紹介議員 浅岡信夫君

伊豆七島は風光明媚で熱帯亜熱帯植物に富み、展望雄大、断がいの景観は天下に絶するものがある。伊豆半島はまた広大な天城の天然林を背として海洋

の変化に富み、気候は冬暖かく、夏は涼しく、嚴冬の頃に初夏の果実野菜の自然栽培ができる程であつて、温泉に至る所にゆり出し、風景の美は古く人の知るところであるから、この伊豆半島と伊豆七島を結び国際文化施設を完備して、海洋国立公園に指定せられたとの請願。

第二三六九号 昭和二十五年三月 八日受理

厚生年金保険に関する請願(七通) 請願者 東京都庁内賃上共闘全国労働組合懇談会全国紙パルプ労働組合連合会内 谷口浩外六名

紹介議員 塚本重蔵君

厚生年金保険積立金の医療施設、労働者住宅への融資に対する要望は、終戦後労資双方からくり返し要望されたが、いまだに積立金が大阪省預金部に凍結されたまま勝手に公共事業その他に流用されて一銭も労働者のために活用されていないのは遺憾であるから、右積立金を労働者の住宅資金、医療施設に融資されることに、保険料の全額を国家、資本金で負担するよう法律を改正しまた標準報酬ベースの引き上げ等の処置を採らるべきとの請願。

第二三七一号 昭和二十五年三月 八日受理

医業分業制度確立に関する請願 請願者 新潟市東湊町通り一ノ町一五四五 安藤實雄 外四名

紹介議員 今泉政喜君

医師、歯科医師、薬剤師等が、それぞれの専門技能に専念することによつて、

その職域の区分を明確にする医業分業制度は、現在の医療制度を合理化して、公衆の保健衛生に寄与するところが多いから、先般の米國薬事使節團の勧告等の趣旨を考慮して、すみやかに本制度の確立を実現せられたいとの請願。

第二三七二号 昭和二十五年三月 八日受理

医業分業制度確立に関する請願(二通) 請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸一、六六六 谷岡忠二外十名

紹介議員 三木治朗君

この請願の趣旨は、第二三七一号と同じである。

第二三七四号 昭和二十五年三月 八日受理

国立療養所患者賠償予算増額に関する請願 請願者 兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春園内 常本有志男外五百三十三名

紹介議員 板野勝次君 中野重治君

結核患者に最も必要なものは栄養であるが、現在国立療養所における患者食費は一日六十七円である。これでは必要とする栄養も確保できず、最低療養生活は破たんしひんしているから患者の生命を保持するため、すみやかに患者食費を最低百三十円程度に引き上げられたいとの請願。

第二三七五号 昭和二十五年三月 八日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願 請願者 岡山県上道郡操陽村大字倉富四三四操陽村遺族厚生連盟会内 佐藤正男

紹介議員 黒田英雄君

第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、(三)未亡人、遺児の就職あっせん、(四)授産所、母子寮保育所の増設、(五)遺族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)農作物の供出および租税の軽減、(七)生活保護法改正、(八)生業資金制度の拡充等遺族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第一三八二号 昭和二十五年三月 八日受理

理容師法中一部改正に関する請願 請願者 京都市下京区東九條石田町二五 竹原富三外二十八名

紹介議員 竹下豊次君 鈴木直人君 木下辰雄君 井上なつあ君 小杉イ子君

理容師法制定当時は厚生省指定の養成施設が少なかつたため、これが完備するまでの間経過的に試験制度が認められることになつた。ところが現在では全国に四十箇所の施設が指定され、なお近い将来に相当数の養成施設が計画

されている現状であるから、試験制度を廃止して理容師の質的向上を計るため理容師法第二十一條を昭和二十五年十二月三十一日に改正せられたいとの請願。

第一四〇一号 昭和二十五年三月 九日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願 請願者 福岡県門司市錦町六ノ一、一八六 丹羽俊二 外八百九十六名

紹介議員 姫井伊介君

心身発育の完成期にあり、人生一代の最重要期にある青少年を酒害から護り、飲酒の悪へきを未然に防ぐことは、新日本将来の進展上極めて緊要の施策であるから、さきに制定された未成年飲酒禁止法の趣旨をさらに拡大強化し、満二十歳以上満二十五歳未満を適用年齢とする青少年飲酒防止法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第一四〇二号 昭和二十五年三月 九日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願(四通) 請願者 兵庫県尼ヶ崎市崇徳院二五六 市原一良外一千八百二十一名

紹介議員 塚本重蔵君

この請願の趣旨は、第一四〇一号と同じである。

第一四二三号 昭和二十五年三月 九日受理

医業分業制度確立に関する請願 請願者 富山市表町四社団法人 富山果薬利師協会長

横田嘉右衛門外十三名 紹介議員 小川久義君

この請願の趣旨は、第二三七一号と同じである。

第一四二五号 昭和二十五年三月 九日受理

国立療養所患者賠償予算増額に関する請願 請願者 東京都北多摩郡清瀬村野塩六八〇上宮教会清瀬病院内日本療養所患者同盟東京支部内 小島貞夫 塚本重蔵君

紹介議員 塚本重蔵君

この請願の趣旨は、第二三七四号と同じである。

第一四三〇号 昭和二十五年三月 九日受理

青少年飲酒防止法制定反対に関する請願 請願者 東京都文京区茗荷谷町一六 佐藤喜七外百十一名

紹介議員 駒井藤平君

飲酒は疲労をいやし、日常生活にうるおいを与えるもので、適度に愛用すれば決して弊害のみを伴うものでないから青少年飲酒防止法の制定に反対するとの請願。

第一四三二号 昭和二十五年三月 九日受理

青少年飲酒防止法制定反対に関する請願 請願者 東京都品川区上大崎二ノ五四五 須田寅二外八十一名

紹介議員 堀末治君

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同
じである。

第一四三二号 昭和二十五年三月
九日受理
青少年飲酒防止法制定反対に関する請
願

請願者 東京都北区岩淵町一ノ
六八〇 小山榮六外八
十名
紹介議員 小林米三郎君
この請願の趣旨は、第一四三〇号と同
じである。

第一四四二号 昭和二十五年三月
十日受理

医薬分業制度確立に関する請願
請願者 鹿児島市仲町七鹿児島
果菜剤師協内 中馬
康廣外三十八名
紹介議員 小杉イ子君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一四四九号 昭和二十五年三月
十日受理

保健婦助産婦看護婦法中一部改正に關
する請願
請願者 山梨県甲府市百石町三
二二日本助産婦看護婦
保健婦協内 平井と
みじ外二百九十七名
紹介議員 井上なつあ君
保健婦助産婦看護婦法によると甲乙二
種の看護婦があり、業務上甲種看護婦
の指揮下に乙種看護婦が就業すること
になつてゐるので、乙種看護婦に卑屈
感をもたせてゐる上に相互の融和を欠
きやすく看護業務の円滑な向上發達を

さまたげているから、甲種、乙種の別
なく同法中の甲種看護婦と同等の教
育内容を有する者のみを看護婦とし
て認めるよう同法を改正せられたい
の請願。

第一四五三号 昭和二十五年三月
十日受理

医薬分業制度確立に関する請願
請願者 長崎市本籠町五八長崎
果菜剤師協内 川上
登喜二外九名
紹介議員 江熊哲翁君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一四六三号 昭和二十五年三月
十一日受理

医薬分業制度確立に関する請願
請願者 東京都千代田区神田錦
町一ノ二社団法人東
京都薬剤師協内 武
田孝三郎外十名
紹介議員 吉川末次郎君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一四六四号 昭和二十五年三月
十一日受理

医薬分業制度確立に関する請願(三通)
請願者 岐阜市司町三日本薬劑
師協内 杉下銀郎外
三十三名
紹介議員 大野幸一君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同
じである。

第一四七一号 昭和二十五年三月
十一日受理

未復元者給与法による医療費負担に關
する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬村

日本療養所患者同盟内
澤田榮一
紹介議員 塚本重藏君
未復元者給与法の一部改正により療養
期間の延長、家族扶助料の引上げ等が
実施せられたが、外地で悪くなつた者
以外の齒科治療が自己負担であり、ス
トレプトマイシンの使用が困難である
等長期療養者の負担が大きいため、こ
れ等の者の最低生活を保護するため未
復元者給与法予算の大幅引上げ、およ
び同法により一切の医療費支払を認め
るよう処置せられたいとの請願。

第一四七九号 昭和二十五年三月
十三日受理

引揚醫師の國家試験受験回数制限緩和
に関する請願
請願者 北海道空知郡音別町宇
野花南外地引揚醫師同
志会内 多賀谷須三外
三名
紹介議員 北條 秀一君 淺岡
信夫君
外地引揚醫師國家試験に対する特例が
公布されてより、すでに二回の國家試
験が施行され、合格者三百八十名、失
格者百五十名を出したが、試験に失敗
した原因は、引揚者に医学書を購入す
る資力、または図書館や学校に行くこ
とができなかつたことである。しかる
にこれらの引揚者はほとんど正規の学
校卒業者の行かない田舎に住居して
いるため、村民は引揚醫師の開業を希望
しているから、引揚醫師の事情および
年令等を考慮し、引揚醫師に対する試
験受験回数を緩和して現在の二回を四
回とせられたいとの請願。

第一四八三号 昭和二十五年三月
十三日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 熊本市横手町北岡一、
〇〇八 島田健三外二
百九十三名
紹介議員 谷口彌三郎君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同
じである。

第一四八四号 昭和二十五年三月
十三日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 広島県吳市清水通一
古米調外五百六十名
紹介議員 山下義信君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同
じである。

第一四八五号 昭和二十五年三月
十三日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 岩手県和気郡土沢町
平野哲彌外四百七十二
名
紹介議員 穂積眞六郎君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同
じである。

第一四八七号 昭和二十五年三月
十三日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 福島市新町九三 下山
イセ外五百五十二名
紹介議員 小杉イ子君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同
じである。

第一五〇六号 昭和二十五年三月
十四日受理

看護婦資格既得権者に甲種看護婦國家
試験免除の請願
請願者 大阪府福島区堂島浜通
り三ノ一大阪大学附属
医院内 林友子外二千
五百五十一名
紹介議員 井上なつあ君
医師、齒科醫師、藥劑師等には、新制度
による國家試験合格者と旧制度による
ものとの間に何等差別もされておらな
いのであるから、看護婦資格既得権者
に対しても、國家試験を免除され、こ
れに代る補習教育制度を設け、終了者
に対し甲種看護婦資格を認められたい
との請願。

第一五〇七号 昭和二十五年三月
十四日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷
五ノ三、二七九 後藤
博外四百七十九名
紹介議員 岡本愛祐君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同
じである。

第一五〇八号 昭和二十五年三月
十四日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷
五ノ三、二七九 後藤
博外四百七十九名
紹介議員 岡本愛祐君
この請願の趣旨は、第一四〇一号と同
じである。

青少年飲酒防止法制定に関する請願

請願者 群馬県高崎市柳川町四

〇 齋藤秀太郎外四百八十名

紹介議員 大山安君

この請願の趣旨は、第一四〇一号と同じである。

第一五〇九号 昭和二十五年三月十四日受理

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川国立盛岡病院内岩手県内国立病院療養所患者同盟内 岡田恒明外二千五百十五名

紹介議員 千田正君

岩手県一ノ関市所在の国立岩手療養所は、昭和二十四年十二月二十三日火災により本館、治療棟等を焼失した、同所は結核医療機関として好適の地にあつて、開設以来完備せる施設と高度の技術とをもつて、傷い者を始め一般生活困難者の医療に当り、幾多の療養者に回生再起の喜びを与え、また一般国民に対しては結核医療機関として医療保護に任じ、多大の感謝を受けていた。同所の焼失はこれら療養所の機能を中絶させている実情であるから、すみやかに復旧を図られたいとの請願。

第二六二二号 昭和二十五年三月十一日受理

同和事業費国庫補助等に関する陳情 (十七通)

陳情者 鳥取県議会議長 中田 古雄外十六名

基本的な人権が保障されている新憲法下のわが国において、いまなお結婚、社

交、就職等社会的に隔離された部落のあることは、極めて重要な問題である。かつて政府は、同和事業完成十箇年計画を樹立、昭和十一年より着手したのであるが、戦争のため予算が削減され、昭和二十一年度をもつて期限経過を理由とし、本事業を未完成のまま打ち切つた。一方関係府県より要請した同和事業達成五箇年計画も、今日まで何等実施されていない有様で、このままでは本事業の目的達成は困難であるから、部落問題解決のため、すみやかに部落の実体を調査するとともに、責任ある対策を樹立し、必要な予算を計上せられたいとの陳情。

第二六八号 昭和二十五年三月十三日受理

新医療開業許可に関する陳情

陳情者 東京都新宿区戸塚町三ノ二〇 青木徳次郎

青木流万病一元万病一薬療法は、物理学の原理を応用した新考案の薬療配合学による健胃強壯殺菌剤を患者に与えて各種疾病を治癒するものであるから、国民に幸福を与えるため、本医師の開業を許可せられたいとの陳情。

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

二、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

三、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

四、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

五、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

六、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

七、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

八、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

九、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十一、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十二、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十三、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十四、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十五、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十六、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十七、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十八、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

十九、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

二十、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

第二八部 厚生委員会會議録第二十一号 昭和二十五年三月二十八日【参議院】

目次

第一章 社会保険審議会(第一條—第十二條)

第二章 社会保険医療協議会(第十三條—第二十一條)

第三章 社会保険審査官及び社会保険審査会

第一節 社会保険審査官(第二十二條)

第二節 社会保険審査会(第二十三條—第三十條)

附則

第一章 社会保険審議会(設置)

第一條 政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項を審議するため、厚生省に、社会保険審議会(以下審議会とす)を置く。

(所掌事務)

第二條 審議会は、政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項について、厚生大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら厚生大臣又は関係各大臣に、文書をもつて建議することができる。

(組織)

第三條 審議会は、左に掲げる委員二十七人をもつて組織する。

一 政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員九人

二 政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員九人

三 公益を代表する委員 九人

四 前項第三号の委員中には、医療関係の経験者を含むものとする。

五 厚生大臣は、審議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、六人以内の専門委員を置くことができる。

六 委員及び専門委員は、厚生大臣が任命する。

七 委員及び専門委員は、非常勤とする。

八 委員の任期は、二年とし、一年ごとにその半数を任命する。

九 委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

十 審議会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

十一 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

十二 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

十三 会長は、審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

十四 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

十五 部会に部会長を置く。部会長は、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

十六 部会長は、部会の事務を総理する。

十七 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから、部会長の指名する委員がその職務を代行する。

十八 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(資料及び情報の提供)

十九 厚生大臣は、審議会の要求があつたときは、健康保険事業、船員保険事業又は厚生年金保険事業に関する資料及び情報を提供しなければならない。

(会議)

二十 審議会は、正当な理由がある場合を除いては、三月に一回以上開かなければならない。

二十一 審議会は、会長が招集する。

二十二 会長は、厚生大臣の諮問があつたとき、又は委員の三分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から二週間以内、審議会を招集しなければならない。但し、その諮問又は請求に係る事項を分掌する部会が置かれておるときは、審議会の招集に替へ、その部会の部会長に、その部会を招集させることができる。

(厚生大臣への報告)

二十三 審議会は、毎会計年度の終了後六十日以内に、前会計年度における審議会の活動状況、審議の結果及び建議の概要を、文書をもつて厚生大臣に報告しなければならない。

(庶務)

二十四 審議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

(雑則)

二十五 この法律に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営する。

當に關し必要な事項は、審議會が定める。

第二章 社会保険医療協議会(設置)

第十三條 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師(以下「保険医及び保険薬剤師」という。)並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者(以下「療養担当者」という。)に対する適切な保険診療の指導監督に關する事項を審議し、及び勧告するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議し、及び勧告するため、厚生省に、中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

2 保険医及び保険薬剤師並びに療養担当者に対する適切な保険診療の指導に關する事項を審議し、及び勧告するため、各都道府県に、地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。(所掌事務)

第十四條 中央協議会は、左に掲げる事項について、厚生大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら厚生大臣に、文書をもつて建議することができ。

一 保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師並びに療養担当者の保険診療に対する指導監督に關する事項
二 健康保険及び船員保険における適正な診療報酬額並びに国民健康保険における適正な診療報酬の標準額に關する事項

酬の標準額に關する事項

2 地方協議会は、前項第一号に掲げる事項について、都道府県知事の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら都道府県知事に、文書をもつて建議することができる。

(組織)

第十五條 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、左に掲げる委員二十四人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者の利益を代表する委員 六人
二 健康保険、船員保険及び国民健康保険の被保険者、事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員 六人
三 医師、歯科医師及び薬剤師の利益を代表する委員 六人
四 公益を代表する委員 六人
五 厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、中央協議会にあつては厚生大臣、地方協議会にあつては都道府県知事が、任命する。

4 第一項第一号から第三号までの委員の任命は、各関係団体の推薦によるものとする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。
第十六條 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

2 委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十七條 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。(会議)

第十八條 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

第十九條 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

2 会長は、厚生大臣若しくは都道府県知事の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。(庶務)

第二十條 中央協議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

2 地方協議会の庶務は、地方協議会の置かれてある都の民政局又は道府県の民生部において処理する。(雜則)

第二十一條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に關し必要な事項は、それぞれ、中央協議会又は地方協議会が定める。

第三章 社会保険審査官及び社会保険審査会

第一節 社会保険審査官(設置)

第二十二條 健康保険、船員保険又は厚生年金保険の保険給付に關する保険者の決定についての不服に關して審査するために、各都道府県に、社会保険審査官を置く。

2 社会保険審査官は、二級の地方事務官のうちから、厚生大臣が命ずる。

第二節 社会保険審査会(設置)

第二十三條 社会保険審査官の保険給付に關する決定についての不服及び保険者の保険料その他健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は健康保険法第十一條ノ二、船員保険法第十二條ノ二若しくは厚生年金保険法第十一條ノ二の規定による処分についての不服に關して審査するために、厚生省に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)
第二十四條 審査会は、左に掲げる委員十八人をもつて組織する。
一 健康保険、船員保険又は厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員 六人
二 健康保険、船員保険又は厚生年金保険の被保険者を使用する者(以下「被保険者」という。)の利益を代表する委員 六人
三 公益を代表する委員 六人
四 委員は、厚生大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。
第二十五條 委員の任期は、三年とし、一年ごとに、委員の数の三分の一を任命する。
2 委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第二十六條 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。(定足数)

年金保険の被保険者を使用する事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員 六人

三 公益を代表する委員 六人
四 委員は、厚生大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。
第二十五條 委員の任期は、三年とし、一年ごとに、委員の数の三分の一を任命する。

2 委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六條 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。(定足数)

第二十七條 審査会は、健康保険に關する事件を審査する場合は、健康保険の被保険者の利益を代表する委員、健康保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、船員保険に關する事件を審査する場合は、船員保険の被保険者の利益を代表する委員、船員保険の被保険者を使用する船舶所有者の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、厚生年金保険に關する事件を審査する場合は、厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員

者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員

がそれぞれ一人以上出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

(可否同数の場合の決定)

第二十八條 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第二十九條 審査会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

(雑則)

第三十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(他の法令の改廃)

2 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ二 厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ、企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ四第二項中「中央社会保険診療協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第四十三條ノ五を次のように改める。

第四十三條ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険

診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントストキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ六第二項中「社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第四十三條ノ七を削る。

第七十一條ノ四第二項中「健康保険審議会」を「社会保険審議会」に改める。

第六章を削り、第七章を第六章とし、第八章を第七章とする。

第八十條第一項、第八十三條ノ七から第八十三條ノ十二まで、第八十六條第一項及び第八十六條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條中「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條ノ二を削り、第八十二條から第八十三條ノ五までを次のように改める。

第八十二條乃至第八十三條ノ五 削除

第八十三條ノ六中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「所轄保険審査官」を「所轄社会保険審査官」に改める。

第八十四條ノ三及び第八十四條ノ四を削り、第八十五條を次のように改める。

第八十五條 削除

3 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように

改正する。

第八條ノ五を次のように改める。

第八條ノ五 保険者ハ療養ノ給付ヲ担当スル者ト協議ノ上厚生大臣ノ定ムル標準額ヲ基準トシテ適正ナル診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ診療報酬ノ標準額ヲ定メントストキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

普通国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人第一項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケントストキハ関係市町村長ヲ經由スベシ

第八條ノ七を次のように改める。

第八條ノ七 療養ノ給付ヲ担当スル者ガ被保険者ノ保険診療ヲ行フトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ之ヲ担当シ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

厚生大臣前項ノ定ヲ為サントストキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

都道府県知事療養ノ給付ヲ担当スル者ノ保険診療ニ関シ其ノ指導監督ノ大綱ヲ定メントストキハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

4 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 厚生大臣ハ船員保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関

スルモノハ予メ社会保険審議会ニ諮問スルモノトス

第二十八條ノ四第二項中「中央社会保険診療協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第二十八條ノ五を次のように改める。

第二十八條ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントストキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第二十八條ノ六第三項中「社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第二十八條ノ七を削る。

第三十三條ノ十三第一項、第三十三條ノ十四第二項、第五十二條ノ二第二項及び第五十二條ノ三第二項中「船員保険審議会」を「社会保険審議会」に改める。

第五章を削り、第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

第六十三條第一項、第六十五條ノ九から第六十五條ノ十四まで、第六十七條第一項及び第六十七條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「船員保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十四條中「船員保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十五條から第六十五條ノ七までを次のように改める。

第六十五條乃至第六十五條ノ七 削除

第六十六條 削除

5 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 厚生大臣ハ厚生年金保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関

スルモノハ予メ社会保険審議会ニ諮問スルモノトス

第六十五條ノ八中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「所轄保険審査官」を「所轄社会保険審査官」に改める。

第六十五條ノ十六及び第六十五條ノ十七を削り、第六十六條を次のように改める。

第六十六條 削除

6 社会保険診療協議会(令昭和二十

十四年政令第三百六十七号)及び
社会保険診療報酬算定協議会令
(昭和二十四年政令第三百六十八
号)は、廃止する。

(経過規定)

7 この法律の施行後最初に任命さ
れる審議会の委員のうち、厚生大
臣が任命の際に指名する半数の者
の任期は、第四條第一項の規定に
かわらず、一年とする。

8 この法律の施行後最初に任命さ
れる中央協議会又は地方協議会の
委員のうち、厚生大臣又は都道府
県知事が、それぞれ任命の際に指
名する半数の者の任期は、第十六
條第一項の規定にかかわらず、一
年とする。

9 この法律の施行の際、健康保険
法第八十條第一項の規定による保
険審査官、船員保険法第六十二條
第一項の規定による保険審査官又
は厚生年金保険法第六十二條第一
項の規定による保険審査官の職に
ある者は、この法律の規定による
社会審査官を命ぜられたものとみ
なす。

10 第二十五條第一項の規定にかか
わらず、この法律の施行後最初に
任命される審査会の委員のうち、
三分の一の者の任期は、一年と
し、他の三分の一の者の任期は二
年とする。その委員は、厚生大臣
が、任命の際に指名する。

11 この法律の施行前に保険審査
官、健康保険審査会、船員保険審
査会又は厚生年金保険審査会にお
いてされた事件の受理その他の手
続は、社会保険審査官又は社会保
険審査会においてされた事件の受
理その他の手続とみなす。

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所